

平成29年 第7回香芝市教育委員会会議(5月定例)会議録

日時 平成29年5月25日(木)
午前9時30分より
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 廣瀬 裕司
委員(教育長職務代理者) 中木 秀一
委員 田中 貴治
委員 石原田 明美
委員 三岡 正美

〔欠席者〕

なし

〔事務局〕

教育部長 村中 義男
教育部次長 福森 るり
教育総務課長 楠本 視和
学校教育課長 上谷 基博
こども課長 澤 和七
生涯学習課長(青少年センター所長兼任) 隈崎 倫夫
市民図書館長 仲西 靖子
教育総務課主幹 田中 雅野
学校教育課主幹 竹村 真由美
こども課主幹 吉川 直美
生涯学習課主幹 日下 公也

〔書記〕

教育総務課副主幹 松田 陽介

- 日程1 定足数の確認
日程2 開会の宣言

教育長 公私とも大変お忙しいなかご参集いただきまして、皆様ありがとうございます。定足数に達しておりますので、これより平成29年第7回教育委員会会議(5月定例)を開会いたします。

日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、三岡委員と石原田委員にお願いいたします。

日程4 教育長の諸報告

教育長 では、日程に基づきまして、私の動静についてご報告させていただきます。

教育長 前回4月25日の第5回教育委員会会議以降の私の動静についてご報告させていただきます。

4月25日の教育委員会会議の後、平成29年第1回奈良県市町村教育委員会連合会役員並びに総会がございました。役員改選がございまして、中木委員が副会長で、私が監査をうけたまわっております。

26日と27日の2日間にわたりまして、今年度管理職の先生が代わった学校を中心に学校訪問をさせていただき、様子を聞かせていただきました。

27日の午後からと28日は、近畿都市教育長協議会の定期総会が守口市でございました。テーマは、『未知の状況にも対応できる力の育成～「何を知っているか」から「何ができるか」・「できることをどう使うか」へ～』となっております。ご承知のように、3月31日に学習指導要領が新しく公示されました。そういったことを受けて新しい教育への対応について話し合いがなされました。

29日の土曜日は、香芝市スポーツ少年団の入団式がございました。香芝市のスポーツ少年団は奈良市に次いで加入率が高くなっております。指導者の方へのお礼とともに、礼儀、ルールを守り、また、いじめのないように指導をお願いいたしました。

5月1日は、小中学校の校長会がございました。ゴールデンウィークのさなかでございましたけれども、事故のないように、また学校行事が続きますので、有意義に進みますようお願いいたしました。

3日と5日は、2つの団体によりますボールルームダンスの大会がございました。市長も出席され、委員のお子様も出場されたと聞いております。

奈良県だけではなく、西日本あるいは全国レベルの大会でございます。

8日の月曜日は、5月の定例会がございました。特に市長の方から、29年度が始まったばかりでございますけれども、十二分に仕事について精査し、また30年度の予算を見越した成果、実績をあげるようにといった話がありました。

5月11日は臨時の教育委員会会議がございました。私は体調不良により欠席させていただきました。大変申し訳ございませんでした。委員の皆様にご議論いただいたと聞いております。

12日の金曜日は、社会教育学級の合同開講式がございました。

同日、奈良県市町村文化財保存協議会総会が香芝市で行われました。

14日の日曜日は、香芝市選手権大会が香芝市であり、この大会で優秀な成績を収められた選手あるいはチームは、7月に行われます県民体育大会に出場されるということになっております。

15日の月曜日は、教頭会がございました。学校の安全管理や、働き方改革についてもお願いいたしました。先生方の勤務が非常に多忙であることから、国、県あるいは市からも学校に通知を出しております。定時退勤の日を決めていただいて、残業をしないよう、あるいは中学校におきましては部活動で少なくとも週に1回の休養日をとっていただくようお願いいたしました。

16日の火曜日は、香芝市観光基本調査の報告会があり、これは奈良県立大学と連携しているわけでございますけれども、奈良県立大学がいろいろと観光について香芝市の実態のアンケート調査を行っていただき、それについてご報告いただきました。直接的に教育委員会とは関係がないのかもかもしれませんが、私も質問させていただきましたが、市に誇りを持つ教育が観光の盛り上がりにつながっていくとの話がありました。

同日午後は、公民館運営審議会があり、今回から指定管理の方にも出席いただいて質疑応答をしていただき、本年の行事計画について意見交換をさせていただきました。

17日の水曜日は三和小学校、そして昨日24日は鎌田小学校の3年生が庁舎見学に来ていました。他の学校もあったんですが、時間のある限り私も行かせていただいて、特に議場の見学では、ここでは皆が幸せになるための話し合いをしているといった話もさせていただきました。3年生ですと10年後には選挙権を得ます。学校でもいろんな話し合いをしてくださいますといったことも言わせていただきました。

17日、18日、19日の3日間にわたりまして、第69回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会奈良大会が行われました。政令市を除き、全国で802の市がございます。そのうち550名の教育長の方々に出席いただき、

奈良県12市の教育長で奈良市を中心に、もてなしと言いますか、準備や応対をさせていただきました。テーマでございますが、「一人一人の可能性を最大限に伸ばす、次世代の学校・地域の在り方」ということで、文部科学省のほうからも行政報告とともに、意見交換をしていただきました。先ほど申しました近畿都市教育長協議会もそうでしたが、ちょうど学習指導要領が変わる時期でございます、また働き方を考える時期でもございますし、また地域との繋がり、いわゆるコミュニティ・スクールについても国のほうから方向性が出されておりますので、そういったことについていろいろな報告を受けました。

20日の土曜日は、市のPTA協議会の総会がございました。教育委員の皆様にもご出席いただきました。ありがとうございます。

その後、今年度から保育所も教育委員会の所管になっております。私は今回初めてだったんですけれども、保育所協議会研究大会に参加させていただきました。これは私立の保育所の先生も含めた集まりでございます。開会の挨拶をさせていただきました。

22日の月曜日には香芝市議会の臨時会がございました。このことについては後ほどご報告させていただきます。あわせて香芝市立下田幼稚園に関する調査特別委員会がございました。

同日午後、香芝市幼稚園教育研究会がございました。

昨日24日は、香芝市交通安全対策協議会総会がございました。

同日午後、部長、次長、こども課長とともに、今回認定こども園について県のほうにも大変ご心配をおかけしましたので、報告も含めて県教育長、子ども支援課に報告とお礼に行かせていただきました。

本日25日は、朝からニコニコあいさつ運動ということで、管理職でそれぞれの学校、幼稚園に参加してまいりました。私は下田小学校、下田幼稚園に行かせていただきましたが、子どもたちは大きな声で挨拶できておりました。今後は地域、大人にもあいさつ運動が広がりますように働きかける必要があると思います。

以上、本日までの私の動静でございました。何かご意見ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

中木委員

5月16日の火曜日に第2回公民館運営審議会が開催されていて、そこに指定管理者にも出席いただいているという説明だったんですけれども、今まで市営でやってきた運営を指定管理者さんをお願いするといったなかで、市民サービス向上などといった面での方向づけはどのようになっているのか。そういったことについてあればご報告をお願いしたいと思います。

生涯学習課長 本年度より指定管理者となったわけでございますけれども、大きな方向性の変更はございません。従来の生涯学習推進基本計画に則ったうえでの事業展開というものをさせていただきます。ただ、初年度からすべてを指定管理者にお渡しするということではございませんで、7講座ありますうちの3講座は市で行うようになっております。残りの4講座につきましては指定管理者さんのほうで運営いただくわけでございますが、その中身、どういったプログラムを提供するかといったことについては、当然教育委員会のほうにご相談いただいたなかでの話ということでございます。以上でございます。

中木委員 今まで市営では思い至らなかったような新しい発想での動きがあったんであれば、ご説明いただけるとありがたいのですが。

生涯学習課長 まず、指定管理者さんから提案事業ということで、まだ明確に内容が決まっているわけではないのですが、市民参加の支援事業、交流支援事業、そして地域活性化支援事業という3つのプログラムをご検討いただいております。例えば市民参加支援事業であれば市民カレッジ講座、夢講座、回転率を上げるため空き部屋を利用した講座、また子育て支援につきましても講座を予定いただいているところでございます。また、交流支援事業につきましては、地域のコミュニティ活性化の促進を目標に、登録団体のボランティアグループによりますキャラバン活動やわんぱく子ども学校、サークル相談窓口の設置、ボランティア団体の紹介等々を行っていただく予定でございます。

中木委員 新しい考え方をもとに、少しでも市民のためになるご提案が出るような雰囲気を醸成していただきたいということと、提案があったときにはサポートしていただいて、市民サービスの向上が最も大きな目的ですので、うまくサポートしていただけたらと思います。

生涯学習課長 市民サービスの向上という点におきまして、まず通常の開館日でございますが、毎週木曜日を休館日とさせていただいておりましたが、これが今後は毎月第1木曜日が休館日となる予定です。また、受付時間につきましては従来午後5時だったものを現在8時まで延長して、仕事帰りの利用者さんの利便性を図るといったことを行っているところでございます。

教育長 よろしいでしょうか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

石原田委員 質問ではなくて情報提供というかたちになるんですけれども、先ほど教育長のほうからお話がありましたが、5月3日と5月5日にアマチュアダンスの大会がございまして、社交ダンスと言いますと年配の方が行っているというイメージが強いと思うんですが、その一方でこれをスポーツ競技として捉える動きがありまして、私の娘もジュニアの育成、スポーツの一環として行っているということがあります。こちらの競技は体力的、技術的なことはもちろんあるんですけれども、ペア競技ということでコミュニケーションのとり方や観客に対するマナーであるとかしつけ面もすごく出てきますので、今各地で学校の体育の授業で取り入れるというような動きも出てきているということで、情報提供させていただきました。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 ないようですので、次の案件に進みたいと思います。

教育長 次に案件(1)承第10号に進みたいと思いますが、本日追加議案が提出されており、この承第10号と関連する議案のため、これを日程に追加し、一括審議したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 それではそのようにさせていただきます。

日程5(1)香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について

日程5(2)香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について

教育長 案件(1)承第10号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」と案件(2)承第12号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 ただいま提案になりました、承第10号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」と、承第12号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、香芝市社会教育委員に関する条例第1条および第2条第2項の規定により、平成29年3月31日の任期満了に伴い、委員14名のうち再任さ

れました11名の方々につきましては平成29年3月および4月の教育委員会会議にお諮りさせていただき、ご承認をいただいておりますが、今回残りの3名の方につきまして、社会教育関係として市PTA協議会会長東田直規様、公民館運営審議会会長前田礼子様、生涯スポーツ関係として市スポーツ推進委員の三輪雅也様を平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間で委嘱しましたので、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項の規定により報告させていただきます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

田中委員 1つ確認なのですが、事前にいただいていた資料と追加議案でいただいた資料のなかで、社会教育関係の前田礼子さんの年数のところが元の資料では4年、今回の資料では0となっているんですが、これはどちらが正しいのでしょうか。

生涯学習課長 今回初めてお務めいただきますので当然0年でございまして、確認をしておきます。

教育長 よろしくお願いいたします。

教育長 では、他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員 追加議案の参考資料を見ているんですけども、備考欄が空欄のところはいずれも新任ということでもいいんですよね。

生涯学習課長 その通りでございます。

教育長 よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

田中委員 もう1点確認したいのですが、事前にいただいている資料では家庭教育学級関係で相川さんのお名前が再任で挙がっているんですが、今回の追加

議案のなかにはお名前が見当たらないので確認をお願いしたいと思います。

教育長 ここで暫時休憩いたします。

(午前9時57分 休憩)

(午前10時00分 再開)

教育長 休憩を解いて再開したいと思います。

生涯学習課長 委員のお尋ねの部分は、先ほどの前田様に関するご質問とあわせ、公民館運営審議会委員に関するものでございまして、今回は社会教育委員ということで、間違いはございません。

田中委員 私の勘違いでございました。申し訳ございません。

教育長 では、他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 よろしいですか。では、本件につきましてご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程5(3)香芝市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命に関する報告及び承認について

教育長 それでは案件(3)承第11号「香芝市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命に関する報告及び承認について」を、事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 ただいま提案になりました、承第11号「香芝市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命に関する報告及び承認について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、香芝市公民館条例第4条第2項および第5条第1項の規定により、平成29年3月31日の任期満了に伴い、委員10名のうち、再任されました7名の方々につきましては平成29年3月の教育委員会会議にお諮りさせていただきご承認をいただいておりますが、今回残りの3名の方につきまして、市校長会会長の香芝中学校校長森山哲也様、自治連合会より下寺自治会長の小林専慈様と、磯壁自治会長の松山正仁様を平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間で委嘱いたしましたので、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項の規定により報告をさせていただきます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

三岡委員 今回こちらの方々をお願いさせていただくということで何ら異議はございませんが、希望といたしましては、公民館のほうも活動されている方の年齢層が高いということが普段から気になっておりまして、指定管理者のほうも子育て世代の方々の利用に力を入れていくということですので、できましたら小さなお子様がいらっしゃる30代くらいの方に委員になっていただければありがたいかなとも思っております。例規集を拝見しておりますと、委員については学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者とありますが、今は家庭教育関係者のほうでは元家庭教育学級の学級長さんが委員をしてくださっておりますけれども、30代の小さなお子様をお持ちの方が家庭教育学級に入っているだけでいても年数が短いので、委員をお願いしてもなかなか引き受けていただけないかもしれません、またこれから先ご検討いただければありがたいと思います。

生涯学習課長 ありがとうございます。公民館運営審議会委員に関わらず、他の委員やボランティアも含め、若返りを図っていかねばならないのは課題であると思っております。今後検討していきたいと思っております。

教育長 よろしいですか。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 ございませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程 5（4）香芝市教科用図書選定委員の委嘱又は任命について

教育長 案件（4）議第15号「香芝市教科用図書選定委員の委嘱又は任命について」を事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長 ただいま提案になりました、議第15号「香芝市教科用図書選定委員の委嘱又は任命について」の提案理由の説明を申し上げます。

 本案は、平成30年度使用小学校教科用図書選定委員の委嘱または任命につきまして、香芝市附属機関設置条例別表第2の規定により本委員会にお諮りするものでございます。

 選定委員としてお諮りする方々につきましては議案書に掲載しております。

 何卒慎重ご審議のうえ、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員 今回選定する図書は道徳ということでよかったのでしょうか。

学校教育課長 その通りでございます。

中木委員 最近マスコミを賑わすニュースで、教科書を選定する委員の非常に濃い親族が教科書をつくる会社に勤めていたということがあったわけなんですけれども、今回選定しようとしている5人の先生方にそういった利害関係がないのか確認したいと思います。

学校教育課長 今回お願いする5名の委員ですけれども、4名に関しては確認が取れております。

中木委員 1名の利害関係の確認が取れていないということですが、公務員全体に関わる基本的な問題を含んでいると考えます。そういう意味でこの方も利害が関係しないということを確認していただきたいと思います。万が一、家族が教科書を作っている会社に勤めているなどの事実が確認されたなら、この方に代わっていただくつもりで、委員を選定する際には利害関係がないということを事前に確認したうえで提案していただきたいと思います。今日はもうこれでよしということにせざるを得ないですけれども、もし利害関係があるのであれば代えるつもりでやっていただきたいと思います。

教育長 今の点、よろしく願いいたします。

石原田委員 今の中木委員のおっしゃったこととかぶるかもしれませんが、そもそもこの5名の方を選んだ理由や経緯はどうなっているのでしょうか。簡単に結構ですので教えていただけたらと思います。

学校教育課長 識見を有する者として池島徳大先生なんですけれども、12年間の奈良県内の小学校教諭を経て、平成5年から4年間教育研究所で指導主事として道德教育の講座を担当されておりました。その後、奈良教育大学教職大学院教授で教鞭をとり、今年から兵庫教育大学特任教授ということになっております。今回初めての道德の教科書の選定ですので、道德教育に関する専門性の高い方を選ぶということに念頭に置いております。保護者についてはPTA会長さんのうち、引き受けていただける方ということで選ばせていただいております。また、小峠校長先生と関川教頭先生はともに今年度の教育振興会の道德部会の会長、副会長でございます。お二人とも道德教育の活性化のためいろいろと発信されている方で、昔から道德教育に精通された方でございます。事務局からは吉村教育指導主事ですが、道德教育のスペシャリストとして市内だけでなく市外からも研究会の折の指導助言ということで参加要請がございます。今回は初めての道德教科書の選定でございますので、道德教育に造詣が深い方を選んでおります。

石原田委員 ありがとうございます。個人的にどうということはないのですが、保護者のなかからこの方を選ばれたということで、他の保護者に説明できるような状況であったほうがいいのではないかなとは思っています。

教育長 今の点もよろしく願いいたします。

三岡委員 今回は小学校の教科用図書ということですが、中学校でも道徳が教科化されますので、中学校の教科用図書選定委員会も今後新たに別の方で設けられるということなんでしょうか。

学校教育課長 中学校は来年度になりまして、今年の様子も見つつ、新たに選ばせていただくことになります。

教育長 よろしいですか。では、他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 ございませんか。それでは、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

教育長 本日追加議案が提出されております。ここでこの案件を日程に追加し、審議することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 意義がないようですので、日程に追加いたします。

日程 5（5）香芝市立幼稚園規則及び香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正することについて

教育長 案件（5）議第16号「香芝市立幼稚園規則及び香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いしたいと思いますが、まず初めに部長より報告をお願いいたします。

教育部長 私のほうから、本案にも関係いたしますので、まず5月22日に開催いた

いただきました香芝市議会臨時議会におきまして香芝市立認定こども園条例をご審議いただきましたので、その内容についてご報告させていただきます。5月22日の当日でございますけれども、本来でありますと所管委員会でございます福祉教育委員会に付託されましてご審議をいただくことが通例でございますけれども、当日はその所管委員会を経ず本会議で即決するということが議会運営委員会で決定いただきました。その後、本会議場でご審議をいただきましたけれども、ご質問がありましたのはお一人の議員さんからございまして、現在下田幼稚園が幼稚園として特例給付をもって保育をさせていたいただいているところでございますけれども、その保育料につきましてどれくらいの差額が出るのか。本来認定こども園として運営していく場合と現在の幼稚園として運営している場合の差額はどれくらいでなのかというご質問がございました。額の答弁のほうをさせていただいた後に、差額が1カ月に10万弱出て、2カ月で20万弱となりますが、その部分についての損失は一体誰が補うのかというご質問がございました。答弁といたしましては、業者のほうにも責任を負っていただくというところもあるんですけれども、契約の条項のなかにおきましては遅延損害金のみを請求できるというかたちになっております。ただし、現在も契約の履行が完全にされていない状況でございますので、そういったことも含めまして顧問弁護士のほうにご相談をさせていただいているところでございますので、20万の損害金、違約金につきましても請求できるかできないか相談させていただくという答弁をさせていただいたところでございます。その後、採択をいただきまして、全会一致で認定こども園条例について可決いただきました。これによりまして改めまして下田幼稚園が幼保連携型の認定こども園として6月1日より再スタートを切れるわけでございますけれども、我われといたしましても失われた2カ月と言いますか、そういった部分を取り戻すという意味でも、しっかりと園の運営につきましてサポートしてまいりたいと考えているところでございます。

もう1点、その後すぐに香芝市立下田幼稚園に関する調査特別委員会が開会されました。委員はすべての議員でございます。調査事項といたしましては安全確認の申請を行った経緯について、県への報告が遅れた理由について、再発防止策について、という3点について調査を行われたわけでございます。私どもといたしましてはまず資料として、これまでの経緯を記載した表と、用語の説明としてまず特例給付とはどういったことかという説明、認定こども園の届出と申請の違い、これによって4月1日から幼稚園型の認定こども園としてスタートを切るつもりでしたが、県の思いと我われの思いでずれがございまして、結果として幼稚園型の認定こども園としては運営できなかったわけで、そのあたりの届出と申請の違いにつき

まして資料を提出させていただいております。それから建築基準法の12条報告につきましての用語の説明を資料として提出させていただきました。審議、調査でございますけれども、やはり主に用途変更手続きにおきます12条報告についていろいろとご質問をいただきました。スケジュールの管理や、なぜ遅れたのかという部分につきましてご質問をいただいております。また、業者につきまして、契約期間が3月31日までとなっておりますが、いまだ業務を継続しているところにつきまして延長願いが出ていたのかといった事務的な手続きの部分につきましてもご質問をいただいております。やはり主な部分につきましては事務手続きについてご質問をいただいたわけでございますけれども、時間の都合上審議はそのまま終わります。また次回、日程は未定でございますけれども、第2回の調査特別委員会が開催されるというところでございます。以上、ご報告させていただきます。

教育長 それでは次に提案理由説明をお願いいたします。

こども課長 ただいま提案になりました、議第16号「香芝市立幼稚園規則及び香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正することについて」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年5月22日に香芝市臨時議会で承認可決されました香芝市立認定こども園条例の一部を改正することに伴い、改正する必要が生じたので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により議決を求めるものでございます。

主な改正点としましては、香芝市立幼稚園規則の第2条中「下田幼稚園」を削除し、第4条の表中の「香芝市立下田幼稚園」の項を削除し、第5条第1項の表中「香芝市立下田幼稚園」の項を削除し、また第8条中「下田幼稚園」を削除し、同条に「ただし、年度途中でそれぞれ該当年齢に達する者を除く。」を追加します。また、香芝市立幼稚園預かり保育条例施行規則の第4条中「下田幼稚園」の項を削除するものでございます。なお、本規則の施行規則は平成29年6月1日としております。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員 課長から説明いただいたことに関し、2点ほど質問させていただきます。

新旧対照表を見ているわけなんですけれども、第8条に但し書きが追加されていますが、この意図は为什么呢。

それから規則の施行日なんですけれども、基本的には6月1日ということなんですけれども、今の但し書きについては公布の日から施行するとなっているんですが、公布の日はいつなのかご説明いただきたいと思います。

こども課長 第8条中の但し書きですが、現行の規則で見ますと第8条中「幼稚園に入園することのできる者は、満4歳（下田幼稚園、関屋幼稚園、真美ヶ丘東幼稚園及び旭ヶ丘幼稚園にあっては、満3歳）から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。」とあります。これは香芝市の現行運用で申しますと、例えば29年4月1日現在の3歳児の年齢で言いますと25年4月2日から26年4月1日生まれの方が3歳児として入園いただく対象となるわけなんですけれども、満3歳児になったら入園できるとなりますと、例えば29年の5月1日になりますと26年の5月1日生まれの児童は29年の5月1日以降になると満3歳児になるということで、入園資格ができるような読み方にもなります。そうなりますと3歳児を2年間行くような、満3歳児で入園して、翌年も香芝市の現行の運用でいくと3歳児を2回というようなことになってしまいますので、そこが運用と違うところでしたので、今回改正をお願いするものでございます。それからこの部分については直接今回のこども園条例の改正とは関係ない部分でございまして、公布の日からということで、議決をいただき次第公布ということになりますので、よろしくお願いいたします。

中木委員 運用がめちゃくちゃになってしまうことをやめましょうというお話だったので、これで結構だと思います。

教育長 他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 よろしいですか。では、本件につきましてご異議ございませんか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5(6)香芝市立認定こども園条例施行規則の一部を改正することについて

教育長 案件(6)諮第4号「香芝市立認定こども園条例施行規則の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いいたします。

こども課長 ただいま提案になりました、諮第4号「香芝市立認定こども園条例施行規則の一部を改正することについて」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年5月22日に香芝市臨時議会で承認可決されました香芝市立認定こども園条例の一部を改正することに伴い、改正する必要が生じたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定により、教育委員会の意見を求めるものでございます。

主な改正点としましては、香芝市立認定こども園条例施行規則の第9条に「香芝市立認定こども園下田幼稚園」を追加し、1号認定子どもの定員を152人、2号認定子どもの定員を24人とし、第10条第1項と第19条第2項の表にそれぞれ「香芝市立認定こども園下田幼稚園」を追加し、通園区域および預かり保育の定員を定めるものでございます。なお、本規則の施行規則は平成29年6月1日としております。

何卒慎重ご審議のうえ、原案承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 よろしいですか。では、本件につきましてご異議ございませんか。

各委員（「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

日程５（７）その他報告

教育長 日程５（７）「その他報告」として各課より報告等があればお願いいたします。

市民図書館長　市民図書館よりご報告いたします。今月13日14日に行われました子ども読書活動に関連した事業で「ようこそ本のゆうえんちへ」と名付けた事業ですけれども、文化センター2階を会場にいたしまして13日は樟蔭女子大学の学生による大型絵本の読み聞かせ、ペープサートをしていただき、14

日は「絵本でコンサート」としてボランティアグループのビタミーナさんに実施していただきました。また、サークルラボさんには布の日本地図に加えて今年は布の奈良県地図をつくっていただき、たくさん子どもたちが触って楽しむことができました。両日とも来場者も多く、2日間で340名の方に来ていただくことができました。

次に、全国の図書館で学校史の被害が発生している件です。市民図書館でも市内の小中学校の学校史を地域資料として保存しております。以前より学校史は閉架書庫、2階の図書室の奥にある書庫なんですけれども、そちらのほうに保存しております。ただし、副本として学校史につきましては閲覧室の書架に置いておりましたが、現在カウンターの手前書架に置いております。閲覧希望者に関しましては記名のうえ申請していただくことに変更させていただきました。以上、報告いたします。

教育長 よろしいですか。では、他に各課より報告等があればお願いします。

学校教育課長 5月15日付けで教育長名で各園、学校に対して『「園、学校現場における業務の適正化について」(通知)』を出させていただきました。そのなかで教育委員会としては各園、学校に業務の適正化に対して具体的な方策を学校で決めていただいて、それを実行に移してほしいという旨の通知を出させていただいております。なお、必ず週1日以上の日を設けてくださいということも併せています。この場合の定時退勤日の定義ですが、業務終了後なるべく早い時間に退勤する日とし、何時までと時間を決めていただき、その時間までに全員が退勤するという時刻を設定した日と定義させていただいて、各現場にお願いしたところでございます。今、各園、学校ではこれを受けまして具体的な方策を考案し、実行に移す段階に入っているところでございます。以上でございます。

中木委員 この件についてはずいぶん長い間大きな問題になっていたことですので、こういうきっかけをもとに仕事のやり方を見直そうといったことになると思います。学校として、あるいは1人の教師としていったいどこまでしないといけないのかということが根本的にあると思うんです。ところがこれについては一人一人の受け取り方が必ず違います。このあたりをうまく調整していかないと飾りだけになってしまう懸念があります。そういう意味で組織全員で仕事をどのようにやっていくのかがいいのかという議論を、こういうものをきっかけに深めていって、少なくとも共通認識を持っていただきたいと思います。同時に、これは学校現場に対する通知ですけども、市役所にいる教育委員会事務局の皆さんは大丈夫なのかなと

いう心配をしております。学校現場に出したものと同じような考え方を事務局職員の方も一緒に検討していただきたいなと希望したいと思います。

教育部長 ご意見ありがとうございます。事務局の職員の働き方につきましても、私も4月に教育部に参りましてからいろいろな機会を捉えまして各課長にはお願いをしているところでございますが、4月は年度初めで事務量もかなり多かったと私も理解しているんですけども、ある程度今になって落ち着いてまいりましたので、時間外の扱いも厳格にやってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

三岡委員 中学校の先生は夜10時頃まで仕事をしているということを実際に聞いておりますので、週に1日定時退勤の日を設けられるということは大変よいことだと思うんですけども、ただ先生方の業務の内容が軽減されなければ定時退勤の日を設けられても、その仕事を自宅に持って帰ってしまうだけだと思うんです。その場合に生徒の成績が入ったデータや、本当は持ち帰ってはいけないものやむなく持って帰って紛失したということになっては、大変大きな問題になりますので、そのあたりも含めてお考えいただければと思います。

教育長 ありがとうございます。では、他に各課より報告等があればお願いします。

教育長 よろしいですか。では、次回の教育委員会会議の日程を決めたいと思います。次回の平成29年第8回教育委員会会議は6月28日水曜日の午後1時30分からといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 それでは次回教育委員会会議は、6月28日水曜日の午後1時30分からといたします。

教育長 本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成29年第7回教育委員会会議（5月定例）を閉会いたします。皆様方におかれましては、長時間にわたりまして、慎重ご審議ありがとうございました。

（午前10時40分 閉会）